

○宮古島市火葬場設置及び管理条例施行規則

平成28年 9 月 30 日

規則第45号

宮古島市火葬場設置及び管理条例施行規則（平成23年宮古島市規則第 4 号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、宮古島市火葬場設置及び管理条例（平成28年宮古島市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請等）

第 2 条 条例第 6 条の規定により火葬場の利用の許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、宮古島市火葬場利用許可申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- (1) 火葬（死体・死産児） 火葬許可証
- (2) 火葬（改葬遺骨） 改葬許可証
- (3) 火葬（肢体・胞衣物） 医師の診断書

（利用許可）

第 3 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宮古島市火葬場利用許可証（様式第 2 号）を利用者に交付する。

（使用料の徴収）

第 4 条 条例第10条の規定による使用料は、市長の発行する納入通知書をもって納入するものとする。

（使用料の減免）

第 5 条 火葬場の使用料は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号の定めにより減額し、又は免除する。

- (1) 死亡者（胎児については、その父又は母をいう。以下同じ。）が、死亡

時に生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護の被保護者である場合 免除

(2) 死亡者が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又はそれに準ずる災害により死亡した場合

ア 死亡時に市の住民基本台帳に記録されている者（外国人を含む。以下「市内」という。） 免除

イ 市内以外の者 市内の使用料の額に減額

(3) 死亡者が、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第1条の適用を受ける死亡者又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第2項に規定する場合に該当する者である場合 免除

(4) 利用者が生活保護法第18条による葬祭扶助の対象者である場合 免除

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、宮古島市火葬場使用料減免申請書（様式第3号）及び宮古島市火葬場利用許可申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（使用料の還付）

第6条 市長は、条例第10条第3項ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 利用の許可が取り消されたとき。

(2) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができないとき。

(3) 利用者が利用開始前において変更を求め、市長がこれを認めたとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、宮古島市火葬場使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第7条 市長は、管理上必要と認めたときは、利用者の入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

（指定管理者の申請）

第8条 条例第15条の規則で定める申請書は、宮古島市火葬場指定管理者指定申請書（様式第5号）とする。

2 条例第15条第1号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 運営管理の基本方針
- (2) 業務運営計画
- (3) 事務管理計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営に関する計画
(選定結果の通知)

第9条 市長は、条例第16条第1項の規定による選定をした場合は、その申請をした団体等に対し、宮古島市火葬場指定管理者選定結果通知書（様式第6号）により通知する。

（指定管理者の指定）

第10条 市長は、条例第16条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、条例第23条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、宮古島市火葬場指定管理者指定書（様式第7号）を交付する。

（協定の締結）

第11条 指定管理者は、市長と火葬場に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定の取消し等）

第12条 市長は、条例第21条第1項の規定により指定の取消し又は業務の停止を命ずるときは、宮古島市火葬場指定管理者指定取消等命令書（様式第8号）により行う。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第13条 条例第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第2条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の宮古島市火葬場及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の宮古島市火葬場及び管理条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第 1 号(第 2 条関係)

宮古島市火葬場利用許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所
氏名
死亡者との続柄
電話番号



宮古島市火葬場を利用したいので、次のとおり申請します。

利用する火葬場	☐ 宮古島市斎苑 ☐ 白鳥苑	
死亡者又は肢体火葬者(死産児については父又は母)	本籍	
	住所	
	氏名	
火葬の種別	☐ 大人 ☐ 子供 ☐ 死産児 ☐ 改葬遺骨 ☐ 肢体 ☐ 胞衣物	
性別		
出生年月日		
死亡(分娩)年月日		
死亡場所		
火葬日時		
備考		

受付第 号

決裁	課長	課長補佐	係長	係員	使用料 円

様式第2号(第3条関係)

宮古島市火葬場利用許可証

利用する火葬場	☐ 宮古島市斎苑 ☐ 白鳥苑	
死亡者又は肢体火葬者(死産児については父又は母)	本籍	
	住所	
	氏名	
火葬の種別	☐ 大人 ☐ 子供 ☐ 死産児 ☐ 改葬遺骨 ☐ 肢体 ☐ 胞衣物	
性別		
出生年月日		
死亡(分娩)年月日		
死亡場所		
火葬日時		
備考		

上記のとおり許可します。

申請者 住所
氏名 様

年 月 日

宮古島市長



様式第 3 号(第 5 条関係)

宮古島市火葬場使用料減免申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

次のとおり使用料の減免を申請します。

1 減免を受けようとする理由(具体的に記入)

2 納付すべき使用料 円

3 使用料の減免を受けようとする額 円

4 その他

様式第 4 号(第 6 条関係)

宮古島市火葬場使用料還付申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住所
氏名

㊞

次のとおり使用料の還付を申請します。

- | | |
|-----------|---|
| 1 使用料納付額等 | 円 |
| 2 還付申請額 | 円 |
| 3 還付申請理由 | |

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日	
宮古島市火葬場指定管理者指定申請書	
宮古島市長 様	
申請者 郵便番号 住 所 団体名 (ふりがな) 代表者氏名 電話番号	
㊟	
宮古島市火葬場設置及び管理条例施行規則第 8 条の規定により、次のとおり申請します。	
1 指定を受けようとする公の施設	宮古島市斎苑・白鳥苑
2 申請者の区分	☐ 法 人 ☐ 法人以外の団体
3 添付書類 (1) 申請資格に関する書面 ☐ 登記事項証明書 ☐ 代表者の身分証明書 ☐ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書面 ☐ 国税及び地方税の納税証明書 ☐ 納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書 (2) 施設の管理に係る事業計画書 ☐ 運営管理の基本方針 ☐ 業務運営計画 ☐ 事務管理計画 ☐ 上記に掲げるもののほか、管理運営に関する計画 (3) 法人等の経営状況を証明する書面 ☐ 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面 ☐ 前事業年度の貸借対照表等 ☐ 前事業年度の財産目録等 ☐ 事業年度の収支予算書 ☐ 事業報告書 ☐ 法人等の役員名簿 ☐ 組織に関する事項について記載した書面 ☐ その他市長が必要と認める書面	

- (注) 1 ☐ のある欄は、該当する事項の□内に㊟を記入してください。
- 2 「申請資格に関する書面」は、法人にあつては代表者の身分証明書、法人以外の団体にあつては登記事項証明書の提出を要しない。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市火葬場指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、下記のとおりに指定管理者に選定したので通知します。

記

指定の期間

自	年	月	日
至	年	月	日

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市火葬場指定管理者指定書

宮古島市火葬場設置及び管理条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり指定管理者に指定する。

記

指定の期間

自	年	月	日
至	年	月	日

様式第 8 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市火葬場指定管理者指定取消等命令書

宮古島市火葬場設置及び管理条例施行規則第12条の規定により、指定管理者の指定の
(取消し・停止)を命ずる。

1 理 由

2 取消年月日

年 月 日

*停止の場合は、停止する業務及び期間を記載すること。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第10条関係）

様式第 8 号（第12条関係）